

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 4 月 7 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500376 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600002 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和55年2月28日から同年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

昭和55年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和55年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年2月28日から同年3月1日まで

私は、大学を卒業後、A社に就職し、昭和55年3月1日からC社に移籍したが、厚生年金保険の記録では、移籍時の1か月が空白となっている。就職以来ずっと、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された人事契約書、退職給与明細書及び回答書により、請求者はB社からC社に継続して勤務し(昭和55年3月1日にB社からC社に移籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年1月の記録から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、昭和55年2月の厚生年金保険料を納付したか否か不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求内容どお

りの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500315 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600003 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 50 年 12 月 1 日、資格喪失年月日を昭和 51 年 3 月 21 日とし、昭和 50 年 12 月の標準報酬月額を 8 万 6,000 円、昭和 51 年 1 月の標準報酬月額を 4 万 5,000 円、同年 2 月の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 50 年 12 月 1 日から昭和 51 年 3 月 21 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 50 年 12 月 1 日から昭和 51 年 3 月 21 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月 1 日から昭和 51 年 6 月 30 日まで
② 昭和 60 年 12 月 1 日から昭和 61 年 6 月 30 日まで

私は、A 社に勤務した請求期間①及び B 市 C 区にあった D 社に勤務した請求期間②について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①のうち、昭和 50 年 12 月 1 日から昭和 51 年 3 月 21 日までの期間について、請求者が所持する給与明細書及び A 社の事業主による当時の給与の締め日は 20 日であったとする回答並びに当該給与明細書に記載された社会保険料額 (健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料) 及び所得税額から判断すると、請求者は、当該期間において、同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記給与明細書によると、標準報酬月額に相当する報酬月額として、昭和 50 年 12 月は 8 万 6,000 円、昭和 51 年 1 月は 4 万 5,000 円、同年 2 月は 7 万 2,000 円が事業主により請

求者に支払われているが、いずれの期間においても、報酬月額に基づく標準報酬月額より高い標準報酬月額9万8,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち、昭和50年12月から昭和51年2月までの標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる厚生年金保険料額又は報酬月額から、昭和50年12月は8万6,000円、昭和51年1月は4万5,000円、同年2月は7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和50年12月から昭和51年2月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和50年12月から昭和51年2月までの期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号に欠番が無いことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和50年12月から昭和51年2月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、昭和51年3月21日から同年6月30日までの期間について、請求者は給与明細書等の資料を所持していない上、A社の事業主は賃金台帳等の資料を保管していないと回答している。

また、A社における請求者の雇用保険の加入記録は確認できず、企業年金連合会は、同社が加入していた厚生年金基金における請求者の加入員記録は確認できないと回答している。

さらに、A社における厚生年金保険被保険者期間が請求期間①と重複する同僚11人に照会したところ、6人から回答があったが、請求者を記憶している者は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①のうち、昭和51年3月21日から同年6月30日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①のうち、昭和51年3月21日から同年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムによると、D社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者が記憶する所在地において、D社に係る商業登記簿謄本は確認できず、事業主

に照会することができない上、同社における請求者の雇用保険の加入記録は確認できず、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500346号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600002号

第1 結論

昭和57年8月から昭和60年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年8月から昭和60年9月まで

私は、会社を退職した昭和57年8月頃、A市で国民年金の加入手続を行い、昭和61年5月から同年6月頃、姉が自身の国民年金保険料と私の請求期間に係る保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の姉が請求者の国民年金保険料を納付したと主張しているが、請求者の姉から納付金額及び納付方法等について具体的な陳述を得られない上、請求者は保険料納付に関与していないことから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況は不明である。

また、請求者の国民年金手帳記号番号より前の番号の被保険者に係る資格取得日(昭和62年8月21日)及び後の番号の任意加入被保険者に係る資格取得日(昭和62年8月24日)から、請求者の国民年金の加入手続は、昭和62年8月頃行われたと推認でき、この時点では、請求期間の大半にあたる昭和57年8月から昭和60年6月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)もなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。